

北信地域入退院医療・介護連携ルール

平成 31 年 3 月

北信地域医療・介護連携関係者連絡会

目 次

1	はじめに	1
2	運用にあたっての留意事項	1
3	策定の経緯	1
4	北信地域入退院医療・介護連携ルールの標準的な流れとポイント	2
5	入退院における医療・介護の連携方法	
A	入院する前から介護保険サービスを利用している場合	3
B	入院する前は介護保険サービスを利用していなかったが、退院後に介護保険サービスの利用が具体的に見込まれる場合	9
C	退院後の介護保険サービスの利用は具体的に見込まれないが、地域による見守り支援等が必要と思われる場合	14
6	参考	
(1)	参考様式1 利用者情報提供書（介護支援専門員→入院医療機関）	15
(2)	参考様式2 介護支援等連携指導書（退院時連携）	17
(3)	参考様式3 看護連絡票	18
(4)	別紙1 入退院における連携・調整に関する診療報酬・介護報酬	19
(5)	別紙2 関係機関連絡先一覧	21
ア	病院	21
イ	地域包括支援センター	21
ウ	居宅介護支援事業所	21
エ	訪問看護ステーション	23
(6)	介護（予防）情報連携連絡票（1号書式） （平成25年8月改訂 長野県医療と介護との連携検討会）	24

北信地域医療・介護連携関係者連絡会

趣旨：北信地域において、地域の実情に応じた医療と介護の連携について、関係者により情報交換及び協議、検討を行う場として設置

構成団体：中高医師会、飯水医師会

北信総合病院、飯山赤十字病院、佐藤病院

北信圏域介護保険事業者連絡協議会、介護保険事業者

市町村、地域包括支援センター

北信保健福祉事務所（事務局）

1 はじめに

介護保険サービスを利用している方や退院後に介護保険サービスの利用が見込まれる方が安心して退院後の生活を送るためには、入退院の際必要な医療・介護サービスが切れ目なく提供されることが必要です。しかし、これまでは入院機能を有する医療機関（以下「入院医療機関」という。）と、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員との連携において必要な情報を共有するための統一した仕組みが十分構築されていませんでした。そこで、入院医療機関と介護支援専門員等が情報共有し、円滑な連携を行うために、「北信地域入退院医療・介護連携ルール」を策定しました。

患者さんが退院後も安心して在宅での生活を続けられるよう地域全体で支えることを目的としていますので、運用へのご協力と積極的なご活用をお願いします。

なお、ルールの運用状況については、今後定期的に確認し、見直しを行います。

2 運用にあたっての留意事項

- (1) この「入退院医療・介護連携ルール」は、医療と介護の関係者が円滑に情報共有し、患者の在宅移行を支援するための連携に関する標準的な流れを示したものです。情報共有の方法や調整会議（カンファレンス）の名称・時期等は、各機関の実情に合わせて運用することを妨げるものではありません。個別の事情に応じて、関係者間で適宜協議しながら、弾力的にルールの運用を行ってください。
- (2) 様式については、参考様式としてお示ししたもので、各機関の既存の様式の使用を妨げるものではありません。

3 策定の経緯

○岳南地域

- ・平成29年8月より市町、北信総合病院で現行ルールに関する検討を開始
- ・平成30年6月、北信地域全体における連携ルールへの移行を検討

○岳北地域

- ・平成29年3月より「岳北地区、在宅医療を考える会」で入退院調整ルールを検討
- ・平成30年10月、「岳北地区、在宅医療を考える会」で入退院調整ルール確定
更に北信地域全体における連携ルールへの移行を検討

○北信地域全体

- ・平成30年8月より「北信地域医療・介護連携関係者連絡会」を立ち上げ、北信地域全体における連携ルールについて協議
(平成30年8月、10月、11月、12月、平成31年2月)